

11/11

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	スマートフォン通信料		
年 月 日	令和 6 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日	金 額	2,539 円

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,079 円	1/2 %	2,539 円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全24件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 残高

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2024年11月11日分	92,845円			出金	Dcb-T*	[編集] 12-2 ✓
002	2024年11月11日分	5,079円			出金	Dcb-T*/DCMX	[編集] 12-1 ✓
001	2024年11月25日分	2,420円			出金	SMBC(特)	[編集] 12-7 ✓
003	2024年11月27日分	60,450円			出金	SMBC(特)	[編集] 12-9 ✓
004	2024年11月27日分	39,204円			出金	初	[編集] 12-8 ✓

2024年11月11日のご利用代金明細表

2024年10月25日 発行

お名前	良知 駿一 様
お支払い日	2024年11月11日 (月)
お支払い合計額	5,079円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意
の上、お問い合わせください。

翌月一括払いを除き、商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合や、
役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができます場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
良知 駿一 様 ご利用分 XXXXXXXXXX										
#	24/09/30	ドコモご利用料金／iD 10月分	5,079	1	1	5,079				
＜お支払い金額総合計＞						5,079				

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
dカードセンター 0570-030-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務がありま
す。クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無
休) ホームページ <https://d-card.jp/>

(1 / 1 ページ) docomo

※ ユニバーサルサービス料について ※ ※ ※
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。

なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

11/14

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	chatGPT Plus の利用		
年 月 日	令和6年 9月26日～10月26日	金 額	1,480 円

目 的	● chatGPT を活用して政務活動を効率化する ● chatGPT の利用をとおり、行政における活用について研究する
使 途	使用料
政務活動・ 県政との 関 連 性	chatGPT を活用して日常の政務活動の効率を上げるとともに、行政分野における chatGPT の活用が業務の生産性や行政サービスの向上に繋がられるか研究・検討する。

《領收書貼付粹》

クレジットカードの口座引落しの原本は 6 年 12 月 整理番号 12 - 1 添付

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,961 円	1/2 %	1,480 円

Receipt



Invoice number 9AEEFDEC-0018
Receipt number 2878-4800
Date paid September 26, 2024
Payment method Visa [REDACTED]

OpenAI, LLC
548 Market Street
PMB 97273
San Francisco, California 94104-5401
United States
ar@openai.com

Bill to
SHUNICHI RACHI
〒431-1304
静岡県
浜松市細江町中川7172-698
ラトゥール101
Japan
rachi.shunichi.office@gmail.com

\$20.00 paid on September 26, 2024

Description	Qty	Unit price	Amount
ChatGPT Plus Subscription Sep 26 – Oct 26, 2024	1	\$20.00	\$20.00

Subtotal	\$20.00
Total	\$20.00
Amount paid	\$20.00



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2024年10月27日 9:02

[2024年11月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類		照会月	2024年11月
カード名称		明細作成日	2024年10月24日
カード番号			
お支払日	2024年11月11日		
今回ご請求合計額	92,845円		
(1)今回ご請求額	92,845円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	92,845円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
2024/9/13	V4095	中部電力 24/09利用分	1回払い	7,183	7,183			

12-4

✓

[illegible]

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」（マイナス）の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
- ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。

良知 駿一 様

2024年10月ご請求金額（2024年9月ご利用分）

ご利用内容	ご利用金額 (円)	備考
ご利用分	4,821	プラン契約期間7ヶ月目
基本料	4,380	9/1~9/30
ユニバーサルサービス料	2	
電話リレーサービス料	1	
消費税等(10%)	438	課税対象額 4,383円

端末代金など一部料金の適格請求書は当書面ではなく、提供方法が異なります。

11/21

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所電気代 (2024 年 9 月分)		
年 月 日	令和 6 年 8 月 15 日～令和 6 年 9 月 12 日	金 額	3,591 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 <u>クレジットカード明細コピー・使用量のお知らせ</u> 参照 原本は 6 年 12 月 整理番号 12 - 2 添付	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,183 円	1/2 %	3,591 円

電気ご使用量のお知らせ

2024年9月分

2024年9月13日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一 様

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
XXXXXXXXXXXX	11	XXXXXXXXXXXX
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	50A	
ご使用場所		
静岡県 浜松市 浜名区 細江町 中川 7172-698		
ラトゥール 101		

ご請求額

7,183円

(うち消費税等相当額 653円)



電気のご使用量

227kWh

(日数：29日間)

【参考：前年同月の情報】

・ご使用量 191kWh

・日数 29日

検針日	ご使用期間	ご使用日数
9月13日	8月15日～9月12日	29日
電気ご使用量		
227kWh		前年同月実績 (ご使用日数29日) 191kWh
計器番号128 第1計器		
当月指示数	14292.5	
前月指示数	14065.2	
差引	227.3	
翌月(10月分)のご案内		
検針日	10月15日	
ご使用期間	9月13日～10月14日	
燃料費調整単価(税込)	-1円25銭/kWh	

ご請求額 7,183円
(うち消費税等相当額) 653円

[ご請求額内訳]

基本料金	1,605円 70銭
電力量料金 1段料金	2,358円 00銭
2段料金	2,580円 84銭
(うち燃料費調整額)	-351円 85銭
おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	792円

【再掲】託送料金相当額 2,279円
(うち各種負担金相当額) 13円 62銭

○2024年9月分以降の燃料費調整単価には国による電気料金支援(値引き単価:4円/kWh)が含まれています。

当月燃料費調整単価(税込)	-1円55銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込)	3円49銭/kWh

支出証拠書

11/20

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和6年11月20日	金 額	4,660 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	- 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 - 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 - 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 - 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 - 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

24年11月20日
¥2,330 3001/予2230浜松6006
000709895567

浜 松 ▶ 静 岡

自由席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

24年11月20日
¥2,330 3001/予2232静岡6006
000556857963

静 岡 ▶ 浜 松

自由席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,660 円	100 %	4,660 円

支 出 証 拠 書

11/22

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 11 月 22 日	金 額	4,660 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	☐ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ☐ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ☐ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ☐ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ☐ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

24年11月22日
¥2,330 3001/予2235浜松6007
000387895376

浜 松 ▶ 静 岡

自由席

※車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
※記帳以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

24年11月22日
¥2,330 3001/予2236静岡6007
000440854747

静 岡 ▶ 浜 松

自由席

※車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
※記帳以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,660 円	100 %	4,660 円

支出証拠書

11/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機使用料		
年 月 日	令和 6 年 9 月 13 日～令和 6 年 10 月 15 日	金 額	1,210 円

目 的	資料等のコピー
使 途	令和6年10月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査活動、県政関連資料などの作成
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー 請求書 参照 原本は 6 年 / 2 月 整理番号 / 2 - / 添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	2,420 円	1/2	1,210 円
		%	

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

2024年10月16日

良知駿一事務所 御中

キヤノンマーケティングジャパン



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2024年11月25日
お引落口座：

お客様番号：
請求書No.：
締日：2024年10月分
ご請求額（税込）：¥2,420-

契約書No.	設置先名	良知駿一事務所	請求期間	2024/09/13～2024/10/15	伝票No.	
製品名	1R-ADVC3520F-3	シリアルNo.				
	1	カラーコピー	今回値	175	前回値	175
	2	カラープリント	3,154	3,147	0	7
	3	ブラック	60,092	59,845	2	245
品名	カウンター保守料金	数量・月数	1	単価	2,000	金額
						2,000
		合算基本料金				200
		MG期間延長割増	(10.00%)			
<各種サービス料金合計>						2,200
料金合計（税抜）						2,200
(10%対象消費税等						220)
ご請求額合計						2,420

#...非課税または免税／*...軽減税率対象品目／!...8%税率対象品目／X...全額ご入金済／レ...一部ご入金済

支 出 証 拠 書

11/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和 6 年 11 月分)		
年 月 日	令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日	金 額	19,402 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照 月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。 38,804 円×1/2=19,402 円 ※リース料支払総額 3,293,136 円－対象外経費(自動車重量税)33,600 円=3,259,536 円 3,259,536 円÷84 回分割=38,804 円 口座引落しの原本は 6 年 12 月 整理番号 12 - / 添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	38,804 円	1/2	19,402 円
		%	

支 出 証 拠 書

11/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 6 年 12 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	金 額	30,225 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	賃借料 (2024 年 12 月分)
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照 口座引落しの原本は 6 年 12 月 整理番号 12 - 1 添付	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,450 円	1/2 %	30,225 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入(事務所名入り封筒)		
年 月 日	令和 6 年 12 月 3 日	金 額	23,760 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 請求書・納品書 振込明細 参照	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	47,520 円	1/2 %	
			23,760 円

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 [REDACTED] 受付日時 2024年12月03日 11時45分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

[REDACTED]

金融機関名 〆〆〆〆

支店名 〆〆〆〆

科目 普通預金

口座番号 0563372

振込・振替先口座

受取人名 〆〆.〆-ル(カ

金額 47,520円

指定日 12月03日

振込依頼人名 〆〆 〆〆〆

取消確認

戻る

請求書

2024 年 12 月 03 日 No.

良知駿一事務所

様

下記の通りご請求申し上げます。

アド・パール株式会社

【細江事業部】〒431-1305 浜松市浜名区細江町気賀2551-186

TEL (053) 523-0349 (代)

FAX (053) 522-1599

登録番号 T4080401012517



商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
封筒 長3 別納印有	4,000	枚	10.8	43,200	抜10
税率: 対象税抜金額				43,200	
10%: 消費税額等				4,320	
税込合計				47,520	

摘要

《取引銀行》 遠州信用金庫高丘支店 普通 No.0119225

遠州信用金庫中川支店 普通 No.0157514

浜松磐田信用金庫高丘支店 普通 No.2116314

静岡銀行葵町支店 普通 No.0563372

JAとびあ浜松葵町支店 普通 No.0011680

納品書

2024 年 12 月 03 日 No.

良知駿一事務所

様

下記の通り納品致しますからご査収下さい。

アド・パール株式会社

【細江事業部】〒431-1305 浜松市浜名区細江町気賀2551-186

TEL (053) 523-0349 (代)

FAX (053) 522-1599

登録番号 T4080401012517

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
封筒 長3 別納印有	4,000	枚	10.8	43,200	抜10
税率: 対象税抜金額				43,200	
10%: 消費税額等				4,320	
税込合計				47,520	

摘要

《取引銀行》 遠州信用金庫高丘支店 普通 No.0119225

遠州信用金庫中川支店 普通 No.0157514

浜松磐田信用金庫高丘支店 普通 No.2116314

静岡銀行葵町支店 普通 No.0563372

JAとびあ浜松葵町支店 普通 No.0011680

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	元
001	2024年12月10日分	92,781円			出金	DCC+*	[編集] 12-12
002	2024年12月10日分	8,765円			出金	Dカード/DCMX	[編集] 12-11
002	2024年12月23日分	3,708円			出金	SMBC(株)	[編集] 12-15

003	2024年12月27日分	60,450円		出金	SMBC(口座)	[編集]	(12-22) ✓
004	2024年12月27日分	39,204円		出金	利	[編集]	(12-21) ✓

月24日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

2024年12月10日のご利用代金明細表

2024年11月25日 発行

お名前	良知 駿一 様
お支払い日	2024年12月10日 (火)
お支払い合計額	8,765円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意
の上、お問い合わせください。

翌月一括払いを除き、商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合や、
役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
良知 駿一 様 ご利用分 XXXXXXXXXX										
#	24/10/31	ドコモご利用料金／iD 11月分	8,765	1	1	8,765				
<お支払い金額総合計>						8,765				

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
dカードセンター 0570-030-360 (午前10:00～午後8:00年中無休
※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務がありま
す。クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無
休) ホームページ <https://d-card.jp/>

(1 / 1 ページ) docomo

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

12/10

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	chatGPT Plus の利用		
年 月 日	令和6年 10月 26 日～11月 26 日	金 額	1,557 円

目 的	● chatGPT を活用して政務活動を効率化する ● chatGPT の利用をとおり、行政における活用について研究する
使 途	使用料
政務活動・ 県政との 関 連 性	chatGPT を活用して日常の政務活動の効率を上げるとともに、行政分野における chatGPT の活用が業務の生産性や行政サービスの向上に繋げられるか研究・検討する。

別添 領収書（ドル建て） クレジットカード明細書 参照

クレジットカードの口座引落しの原本は 6 年 12 月 整理番号 12 - 11 添付

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,115 円	1/2 %	1,557 円

Receipt



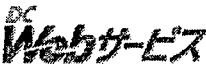
Invoice number 9AEEFDEC-0019
Receipt number 2071-2293
Date paid October 26, 2024
Payment method Visa

OpenAI, LLC
548 Market Street
PMB 97273
San Francisco, California 94104-5401
United States
ar@openai.com

Bill to
SHUNICHI RACHI
〒431-1304
静岡県
浜松市細江町中川7172-698
ラトゥール101
Japan
rachi.shunichi.office@gmail.com

\$20.00 paid on October 26, 2024

Description	Qty	Unit price	Amount
ChatGPT Plus Subscription Oct 26 – Nov 26, 2024	1	\$20.00	\$20.00
Subtotal			\$20.00
Total			\$20.00
Amount paid			\$20.00



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2024年11月25日 14:40

[2024年12月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	一般	照会月	2024年12月
カード名称	しずぎんjoyca	明細作成日	2024年11月23日
カード番号	XXXXXXXXXXXX		
お支払日	2024年12月10日		
今回ご請求合計額	92,781円		
(1)今回ご請求額	92,781円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	92,781円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
2024/10/15	V4095	中部電力 24/10利用分	1回払い	6,664	6,664			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XX	XX	XX			

12-13

✓

12-12

[illegible]

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
 - ・今回ご請求合計額に「-」（マイナス）の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
 - ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
 - ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
- また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日（毎月20日前後）から最終確定日（毎月25日前後）の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。
 - ・「利用者欄」の「V」はVISAカード、「M」はマスターカード、「数字」はご利用者のカード番号末尾4桁が表示されています。

電気ご使用量のお知らせ

2024年10月分

2024年10月15日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一 様

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
11	11	
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	50 A	
ご使用場所		
静岡県 浜松市 浜名区 細江町 中川 7172-698		
ラトゥール 101		

ご請求額

6,664円

(うち消費税等相当額 605円)



電気のご使用量

206kWh

(日数: 32日間)

【参考: 前年同月の情報】

- ・ご使用量 177kWh
- ・日数 32日

検針日	ご使用期間	ご使用日数
10月15日	9月13日~10月14日	32日
電気ご使用量		
206kWh		前年同月実績 (ご使用日数32日) 177kWh
計器番号128 第1計器		
当月指示数	14498.1	
前月指示数	14292.5	
差引	205.6	
翌月 (11月分) のご案内		
検針日	11月15日	
ご使用期間	10月15日~11月14日	
燃料費調整単価(税込)	0円30銭/kWh	

ご請求額	6,664円
(うち消費税等相当額)	605円
[ご請求額内訳]	
基本料金	1,605円 70銭
電力量料金 1 段料金	2,394円 00銭
2 段料金	2,100円 12銭
(うち燃料費調整額)	-257円 50銭
おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	718円
【再掲】託送料金相当額	2,068円
(うち各種負担金相当額)	12円 36銭
○2024年9月分以降の燃料費調整単価には国による電気料金支援(値引き単価:4円/kWh)が含まれています。	
当月燃料費調整単価 (税込)	-1円25銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	3円49銭/kWh

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400 円	/	
		100%	400 円

支 出 証 拠 書

12/3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機使用料		
年 月 日	令和 6 年 10 月 15 日～令和 6 年 11 月 15 日	金 額	1,854 円

目 的	資料等のコピー
使 途	令和6年11月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査活動、県政関連資料などの作成
《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 請求書 参照	
口座引落しの原本は 6 年 12 月 整理番号 12－11 添付	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,708 円	1/2 %	1,854 円

ご請求書（お引落のお知らせ）

良知駿一事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2024年11月18日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日 : 2024年12月23日

お引落口座：

お客様番号 : XXXXXXXXXX
請求書No. : XXXXXXXXXX
締日 : 2024年11月分
ご請求額(税込) : ¥3,708-

契約書No.	設置先名 良知駿一事務所		請求期間	2024/10/15~2024/11/15	伝票No.
製品名	IR-ADV3520F-3	シリアルNo.			
		今回値	前回値	控除数	ご使用数
1	カラーコピー	175	175	0	0
2	カラープリント	3,154	3,154	0	0
3	ブラック	61,330	60,092	12	1,226
品名	カウンター保守料金	数量・月数		単価	金額
1	カラーコピー	0		18.00	0
2	カラープリント	0		18.00	0
3	ブラック	1 ~ 1,226		2.50	3,065
MG期間延長割増		(10.00%)			306

＜各種サービス料金合計＞	料金合計（税抜）	3,371
	（10%対象）	3,371
	消費税等	337
	ご請求額合計	3,708

#…非課税または免税／*…軽減税率対象品目／!…8%税率対象品目／X…全額ご入金済／レ…一部ご入金済

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

12/24

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	ヒューマンインタフェース学会 2025 年度学会費 (年度は毎年 1 月～12 月) 3ヶ月分		
年 月 日	令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	金 額	2,041 円

会の趣旨・目的	本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のある者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとって使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェースとは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用する人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な事象を扱う学問分野である。
会の活動内容等	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 情報化社会の発展を図る活動 (5) 科学技術の振興を図る活動 (6) 経済活動の活性化を図る活動 (7) 消費者の保護を図る活動 (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
政務活動・県政との関連性	本県では 2022 年 3 月に「ふじのくに DX 推進計画」が策定された。この計画においてヒューマンインタフェースの視点は極めて重要である。最新の技術動向・研究結果を調査し、関連する部局と議論していく必要がある。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書・振込明細 発行数	
学会費 8,000 円	2025 年 1 月～2025 年 3 月の 3 ヶ月分
手数料 165 円	8,165 円×3÷12=2,041 円を請求
計 8,165 円	(令和 7 年 4 月以降残金 6,124 円の充てが可能)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,041 円	100%	2,041 円

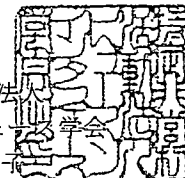
2024 年 12 月 24 日

領 収 書

良知 駿一

様

特定非営利活動法人
ヒューマンインタフェース学会
会長：木村 朝子
〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93
京都リサーチパーク 6号館 3階
TEL:075-315-8475 FAX: 075-326-1332
登録番号：T7130005005966



¥ 8,000

但し、 2025 年度学会費(不課税)

上記金額 正に領収いたしました。

Human
Interface
Society

良知 駿一 様

2024年12月24日
特定非営利活動法人
ヒューマンインタフェース学会
事務局
〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93
KRP (Kyoto Research Park) 6号館 3階
TEL:075-315-8475

書類送付の御案内

拝啓 日頃よりヒューマンインタフェース学会の活動に格別のご高配を賜り
誠にありがとうございます。
下記の書類を同封いたしますので、よろしくお取り計らい願います。 敬具

送付書類：請求書 納品書 見積書 (領収書) その他
2025 年学会費領収書をお送りいたします。

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 [REDACTED] 受付日時 2024年12月15日 14時48分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

[REDACTED]

金融機関名 ミツバシ-エフアイ

支店名 コナラダヨ

科目 普通預金

口座番号 3566234

振込・振替先口座

受取人名 トクヒ-マンインタ-スガツカ

金額 8,000円

引落合計金額 8,165円 (税込手数料165円)

指定日 12月15日

振込依頼人名 マチ シン子

取消確認

戻る

第1章 総則

第1条 本法人は、特定非営利活動法人ヒューマンインタフェース学会と称する。英語表記をHuman Interface Societyとする。

第2条 本法人は、事務所を京都市下京区中堂寺栗田町93番地 京都リサーチパーク6号館に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のある者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとって使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェースとは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用する人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な事象を扱う学問分野である。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 本法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) ヒューマンインタフェースに関するシンポジウム・研究会・セミナー等の開催
- (2) ヒューマンインタフェースに関する機関誌及び図書の刊行
- (3) ヒューマンインタフェースに関する研究及び調査
- (4) 優れた研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 本法人の会員は次の7種とし、正会員と一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2) 一般会員 本法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 学生会員 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
- (4) 賛助会員 本法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員 本法人の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6) 名誉会員 本法人の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7) シニアアソシエート 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

第7条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員として入会しようとする者は、別に定める会員の種別を記載した入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 一般会員、賛助会員、購読会員の入会については、特に条件を定めない。
3. 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
4. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。名誉会員となる

場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。

5. シニアアソシエートに推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもってシニアアソシエートとなる。シニアアソシエートとなる場合、正会員としての身分を併せて有することができる。

第8条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員になるものは、総会で別に定める入会費を納入しなければならない。

2. 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員は、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

4. シニアアソシエートは、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、新たに正会員としての身分を併せて有する場合は、第1項の入会費を納入しなければならない。また、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 賛助会員もしくは購読会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本法人の会員として会費納入を2年以上怠り、催促してもそれに応じない場合

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員、評議員及び職員

第13条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上24名以内(うち会長1名、副会長2名以内)
- (2) 監事 2名

第14条 理事及び監事は、社員の中より総会にて選任する。

2. 理事と監事は相互に兼ねることができない。
3. 役員の選任については別に規程を定める。

第15条 会長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

2. 会長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行することができる。
監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の職務を行う。
 - (1) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを理事会、総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 本法人の役員の任期は2年とする。ただし、原則として連続して4年を越えないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合にかぎり、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会における理事現在数の3分の2以上の議決により、

監事は総会において出席した社員の3分の2以上の議決により、これを解任する。この場合、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第19条 本法人には、評議員を置く。

2. 評議員は、理事会の推薦する者を会長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織して会長の諮問に応じ本法人の事業の遂行について会長に助言する。また必要がある場合には、自ら会長に助言する。
4. 評議員の任期については第16条の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第20条 本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て必要な委員会を置くことができる。委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第21条 本法人の事業に関する事務処理等については以下のように定める。

- (1) 本法人の事務を処理するために、所要の職員を置く場合には予め理事会にはかり、会長が雇用契約を行うものとする。
- (2) 本法人の事務処理に関する業務の一部を外部へ委託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務委託契約を行うものとする。
- (3) 本法人が外部から業務を受託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務受託契約を行うものとする。

第5章 会議

第22条 会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

第23条 総会は社員をもって構成する。

第24条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 総会は監事からの招集を除き会長が招集する。請求により臨時総会を開くときは請求のあった日から1ヵ月以内にこれを開催しなければならない。

2. 総会の招集は、少なくとも10日前までに、その会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第26条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席社員の互選で定める。

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、本法人の運営に関する重要事項

第28条 総会は、社員の現在数の10分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

2. 総会における議決事項は、第25条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
3. 総会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除くほか、出席した正会員及び一般会員の議決権を平等に扱い、その総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第30条 理事会は、毎年4回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長はその請求の日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。ただし、臨時理事会の議長は出席理事の互選による。

3. 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第32条 評議員会の構成と運営については理事会において別に細則を定める。
- 第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
- 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
3. (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

- 第34条 本法人の資産は次のとおりとする。
- (1) 財産目録記載の財産
(2) 入会金及び会費
(3) 資産から生ずる収益
(4) 事業に伴う収益
(5) 寄付金品
(6) その他の収益
- 第35条 本法人の資産は特定非営利事業に関する資産のみとする。
- 第36条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 第37条 本法人の会計区分は、特定非営利事業に関わる会計のみとする。
- 第38条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。
- 第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を請じることができる。
2. 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 第40条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- 第41条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
- 第42条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等決算に関する書類は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、会員の異動状況書とともに、監事の意見書を付け、理事会の承認を経て、総会の承認議決を得なければならない。
2. 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。
- 第43条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
- 第44条 予算をもって定めるもののほか、本法人が資金の借入その他新たな義務の負担が発生する場合は、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

- 第45条 本法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類、その他当該、その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、本法人の解散は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第47条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経て法11条第3項に掲げるもののうちに譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 補則

第49条 この定款の施行についての規程は、理事会の決議を経て別に定め、総会に報告する。

附則1 この定款は本法人の設立の日から施行する。

附則2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

附則3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成18年通常総会の日までとする。

附則4 本法人の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、本法人の成立の日からその年の12月31日までとする。

附則5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

一般会員

- (2) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

学生会員

- (3) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 3,000円

賛助会員

- (4) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 30,000円／口(1口以上)

購読会員

- (5) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 12,000円

但し、任意団体ヒューマンインタフェース学会の会員については入会金を免除する。

会員の種類

本会の会員は次のとおりです。

- (1) 正会員: 本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2) 一般会員: 本会の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 学生会員: 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
- (4) 賛助会員: 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員: 本会の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6) 名誉会員: 本会の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7) シニアアソシエート: 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

会員特典

当学会の正会員・一般会員・学生会員には、次の特典があります。

- ・ 学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。オンラインにて過去の学会誌を閲覧可能です。
- ・ 論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(オンラインジャーナル)。また、過去の論文誌掲載論文全てオンラインで閲覧可能です。11月に当年1年分の掲載論文が収録されたCD-ROMを配布します。
- ・ 本学会の論文誌へ論文投稿が可能です。
本学会の開催するシンポジウム、セミナーへの参加が会員価格で参加可能です。
- ・ 研究会購読をお申し込みされた場合は研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。また、研究会への参加が無料となります。
- ・ 正会員・一般会員は総会に出席して議決権を行使できます。

当学会の購読会員には、次の特典があります。

- ・ 学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。
- ・ 論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(CD-ROM)。
- ・ 研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。
- ・ 購読会員Bはシンポジウム論文集(DVD-ROM)をシンポジウム開催後、送付。

賛助会員の特典は、会費口数に応じて、次のようになっています。

- ・ 学会HPへの掲載およびリンク
- ・ シンポジウムの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- ・ セミナーなどの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- ・ 学会誌の無料入手……………1登録あたり1冊
- ・ 研究会資料の無料入手……………1登録あたり1冊

入会金

2,000円(入会時初回のみ。購読/賛助会員は不要)

年会費

会員種別	年会費	送付資料
正会員・一般会員	8,000円	学会誌、論文誌(電子版)
	12,000円	学会誌、論文誌(電子版)、研究報告集(電子版)
	17,000円	学会誌、論文誌(電子版)、国際学術雑誌
	21,000円	学会誌、論文誌(電子版)、研究報告集(電子版)、国際学術雑誌
学生会員	3,000円	学会誌、論文誌(電子版)

	7,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 国際学術雑誌
	16,000円	会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), 国際学術雑誌
購読会員A	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
購読会員B	20,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), シンポジウム論文集
賛助会員	30,000円／ □	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)

※2014年1月1日より正会員・一般会員の年会費が変更されました。

入会申し込み方法

- FAX, 郵送の場合: 入会申込書 [word⁷] [pdf⁷], に必要事項をご記入いただき、事務局までお送り下さい。
- オンライン登録

オンライン会員登録

その他注意事項

本学会の会計及び事業年度は毎年1月～12月となり会員は一年分前納を原則とします。
 年度の途中で入会される場合も、当該年度分の会費を納入が必要となります。
 この場合、学会誌は当該年度の第1号(2月号)からお送り致します。

整理番号	12-17
------	-------

支出証拠書

12/25 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読 (2024 年 12 月分)		
年 月 日	令和 6 年 12 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	金 額	990 円

目 的	情報収集
使 途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》
領収書 参照

良知 駿一 様

しんぶん
領収書

赤旗

2024 年 12 月分

990 円(税込)

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中央区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

8%対象 917 円(税抜) 消費税 73 円

10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日
12/25

扱者


案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	990 円	/	990 円
		100%	

支 出 証 拠 書

12/25

(会派名・議員氏名・ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	電話代		
年 月 日	令和 6 年 10 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日	金 額	3,967 円

目 的	事務所電話代
使 途	電話代 (R6.10～R6.11 月分)
政務活動・ 県政との 関 連 性	

《領収書貼付枠》
別添 払込受領証・請求内訳 参照

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しいただき、上記以外でお支払いの場合は、切り取らないでください。

ご請求先氏名
良知 駿一 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年12月ご請求分
金額(円)
¥7,935-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.12.25

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	7,935 円	1/2	3,967 円
		%	

請求書 (西日本ご利用分)

431-1304
浜松市浜名区細江町中川7172-698

ラトウール 101号
良知 駿一様



024122101044261637

03574

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日: 2024年12月17日発行
発行会社: 差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先: 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜10F
社用コード: M20021321001 03574 03562 00 E
61 100010 1 0 24120310E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年12月ご請求分	7,935円	2025年1月6日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額(税込) 7,935円 うち消費税等 721円

ご請求額合計 7,935円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

お客様請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024年 12月ご請求分

(2 / 3 ページ)

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆		11月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,107	2,600	フレッツ 光ライト M利用料	従量料金はいただく基本料金のみでの請求となります
	-400	フレッツ・あつと割引	10月 1日～10月31日: フレッツ
	500	ひかり電話 (基本料)	あつと割引の割引料金です。
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	10月 1日～10月31日 電話番号
	200	複数チャネル使用料	は053-523-7400
	100	追加番号使用料	10月 1日～10月31日
	184	ひかり電話 (通話料)	10月 1日～10月31日
	144	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	10月 1日～10月31日
	6	ユニバーサルサービス料他	10月 1日～10月31日 2番号分
	373	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。
◇NTT西日本分 (小計)	4,107	(小計)	合算表示の料金合計×1.0%
◇NTT西日本ご利用分		12月分	
3,828	2,600	フレッツ 光ライト M利用料	従量料金はいただく基本料金のみでの請求となります
	-400	フレッツ・あつと割引	11月 1日～11月30日: フレッツ
	500	ひかり電話 (基本料)	あつと割引の割引料金です。
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	11月 1日～11月30日 電話番号
			は053-523-7400
			11月 1日～11月30日

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。

電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。

https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024 年 12 月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	-----------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	200	複数チャネル使用料	11月 1日～11月30日
	100	追加番号使用料	11月 1日～11月30日
	64	ひかり電話 (通話料)	11月 1日～11月30日
	10	ひかり電話 (IP 電話への通話料)	11月 1日～11月30日
	6	ユニバーサルサービス料他	11月 1日～11月30日 2 番号分
	348	消費税等相当額 (合計)	合算
◇NTT西日本分 (小計)	3,828	(小計)	合算
◇合計	7,935	合計	合算
			2 か月分のご請求額です。

支出証拠書

12/26

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読 (2024 年 12 月分)		
年 月 日	令和 6 年 12 月 1日～令和 6 年 12 月 31 日	金 額	8,100 円

目 的	情報収集
使 途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

＜領収書貼付枠＞
領収証 参照

領収証 (口座振替)

支店 区域 順路 No.

01 042 015

良知 駿一 101

振様

※は軽減税率対象です

品名	数量	金額(円)	備 考	領収金額 (含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		8,100 円
※日本経済新聞朝刊	1	4,800		
10%対象 0 (内消費税 0)				2024 年 12 月分
8%対象 8,100 (内消費税 600)				領収致しました。(引落日)
				2024 年 12 月 26 日

株式会社 ニュース細江

浜松市浜名区細江町中川 5 4 3

登録番号 : T6080401019163

本店 053-522-0261

係

ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	8,100 円	100%	8,100 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	活動報告を郵送		
年 月 日	令和 6 年 12 月 27 日	金 額	237,832 円

目 的	活動報告を発送
使 途	郵送料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。
《領収書貼付枠》 別添 領収書 参照 定形郵便 ① 96 円(区内特別割引)×762 通=73,152 円 ② 110 円×1,340 通=147,400 円 定形外郵便 ③ 180 円×96 通=17,280 円 ①+②+③=237,832 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	237,832 円	/	237,832 円
		100%	

領収書

様

[別納引受]		
第一種定形外(規格内)	53.5g	
@180	96通	¥17,280
小計		¥17,280
第一種定形	13.5g	
@110	1,340通	¥147,400
小計		¥147,400
区内特別基(定)	13.5g	
@96	762通	¥73,152
小計		¥73,152
郵便物引受合計通数	2,198通	
課税計(10%)		¥237,832
(内消費税等(10%))		¥21,621
非課税計		¥0
合計		¥237,832
お預り金額		¥240,000
おつり		¥2,168

支払者: 良知駿一

印紙税申告納

付につき麴町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年12月27日 11:55
発行No. 241227A2638 端N99箱01
連絡先: 細江郵便局
TEL: 053-522-1041

支 出 証 拠 書

12/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和 6 年 12 月分)		
年 月 日	令和 6 年 12 月 1日～令和 6 年 12 月 31 日	金 額	19,402 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照 月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。 38,804 円×1/2=19,402 円 ※リース料支払総額 3,293,136 円－対象外経費(自動車重量税)33,600 円=3,259,536 円 3,259,536 円÷84 回分割=38,804 円 口座引落しの原本は 6 年 12 月 整理番号 12－11 添付	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,804 円	1/2 %	19,402 円

支 出 証 拠 書

12/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日	金 額	30,225 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	賃借料 (2025 年 1 月分)
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー 参照	
口座引落しの原本は 6 年 12 月 整理番号 12 - 11 添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	60,450 円	1/2	30,225 円
		%	

支出証拠書（自動車燃料代）

【12月分】^{12/28}

（会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	251.7	18 円 × 251.7 km	4,530

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 良知 駿一

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,530 円	100%	4,530 円

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
12/14	意見交換（まちづくり）	事務所—浜松市北行政センター（往復）	7.6
12/15	意見交換（浜名湖活用）	事務所—三ヶ日町下尾奈地内（往復）	36.6
12/16	要望活動	事務所—細江町気賀地内（往復）	9.2
12/18	要望活動	事務所—浜松市北行政センター—浜松市北行政センター三ヶ日支所—三ヶ日町日比沢地内（往復）	36.3
12/19	知事申し入れ	事務所—県庁（往復）	157.6
12/20	事業説明会にて意見交換（地元交差点改良）	事務所—細江町中川地内（往復）	2.2
12/28	県政報告（会議冒頭にて）・意見交換（地元交差点改良）	事務所—細江町中川地内（往復）	2.2
合 計			251.7

支 出 証 拠 書

1/8

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	活動報告作成 (第12号)		
年 月 日	令和 6 年 12 月 25 日	金 額	573,743 円

目 的	県政に係る情報等を県民に報告										
使 途	作成費、印刷費 振込料										
政務活動・ 県政との 関 連 性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。										
《領収書貼付枠》 別添 請求書・納品書 振込利用明細 参照 【振込利用明細内訳】 <table><tr><td>県政報告作成・印刷費</td><td>356,500 円</td></tr><tr><td>振込料</td><td>155,585 円</td></tr><tr><td>折り加工</td><td>9,500 円</td></tr><tr><td>消費税</td><td>52,158 円</td></tr><tr><td>計</td><td>573,743 円</td></tr></table>		県政報告作成・印刷費	356,500 円	振込料	155,585 円	折り加工	9,500 円	消費税	52,158 円	計	573,743 円
県政報告作成・印刷費	356,500 円										
振込料	155,585 円										
折り加工	9,500 円										
消費税	52,158 円										
計	573,743 円										

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	573,743 円	/	573,743 円
		100%	

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 [REDACTED] 受付日時 2025年01月08日 14時42分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

[REDACTED]

金融機関名 ｽﾌﾟﾗ

支店名 ｱｲﾅﾐ

科目 普通預金

口座番号 0563372

振込・振替先口座

受取人名 ｱﾄﾞ.ﾌｰﾙ(ｶ

金額 573,743円

指定日 01月08日

振込依頼人名 ｱｲ ﾏｲﾅ

取消確認

戻る

請求書

2024年12月25日 No.

良知駿一事務所

様

下記の通りご請求申し上げます。

アド・アール株式会社

【細江事業部】〒431-1305 浜松市浜名区細江町気賀

TEL (053) 523-0349 (代)

FAX (053) 522-1599

登録番号 T4080401012517



商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
県政報告 第12号	47,780	枚		356,500	抜10
折込料	42,050	枚	3.7	155,585	抜10
二つ折りからDM折り加工	2,100	部		9,500	抜10
税率 10%				対象税抜金額 消費税額等	521,585 52,158
税込合計				573,743	

摘要

《取引銀行》 遠州信用金庫高丘支店 普通 No.0119225
遠州信用金庫中川支店 普通 No.0157514
浜松磐田信用金庫高丘支店 普通 No.2116314

静岡銀行葵町支店 普通 No.0563372
JAとびあ浜松葵町支店 普通 No.0011680

納品書

2024年12月25日 No.

良知駿一事務所

様

下記の通り納品致しますからご査収下さい。

アド・アール株式会社

【細江事業部】〒431-1305 浜松市浜名区細江町気賀2551-186

TEL (053) 523-0349 (代)

FAX (053) 522-1599

登録番号 T4080401012517

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
県政報告 第12号	47,780	枚		356,500	抜10
折込料	42,050	枚	3.7	155,585	抜10
二つ折りからDM折り加工	2,100	部		9,500	抜10
税率 10%				対象税抜金額 消費税額等	521,585 52,158
税込合計				573,743	

摘要

《取引銀行》 遠州信用金庫高丘支店 普通 No.0119225
遠州信用金庫中川支店 普通 No.0157514
浜松磐田信用金庫高丘支店 普通 No.2116314

静岡銀行葵町支店 普通 No.0563372
JAとびあ浜松葵町支店 普通 No.0011680

支 出 証 拠 書

1/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ラジオ出演（浜松エフエム放送株式会社／KENGI DE Night!）		
年 月 日	令和 6 年 12 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	金 額	35,165 円

目 的	県政について広報する
使 途	出演料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
《領収書貼付枠》 別添 請求書・振込明細 参照 ①番組料金 35,000 円 ②振込手数料 165 円 ①+②=35,165 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	35,165 円	／	35,165 円
		100%	

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

处理状况

処理済み

受付番号 [REDACTED] 受付日時 2025年01月10日 16時54分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

金融機関名 ハマツイワタシンキン

支店名 ホンテン

科目 普通預金

口座番号 698431

振込・振替先口座

受取人名 **ハマツエフエムホウソウ(カ**

金額 35,000円

引落合計金額 35,165円 (税込手数料165円)

指定日 **01月10日**

振込依頼人名 于江子

取消確認

戻る

〒431-1304
浜松市浜名区細江町中川7172-698
ラトゥール101

請求書

2024年12月31日
No. 24753

静岡県議会議員 良知 駿一 様

FM
Haro!76.1

株式会社 浜松エフエム放送
代表取締役社長 久田 五海
〒430-0933
静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地1
ザザシティ 浜松中央館4階
TEL: 053-458-8600 FAX: 053-458-8611
登録番号: T6080401004009

2024年12月度

期間 2024/12/01 ~ 2024/12/31

前回請求額	入金額	繰越額	売上額	消費税額等
35,000	35,000	0	31,818	3,182

今回請求額
¥35,000

費目	(税率)	請求金額	備考
番組料金	(10.0%)	31,818	【KENGI DE Night!】
小計		31,818	
消費税等	(10.0%)	3,182	
合計		¥35,000	

上記の通りご請求申し上げます。
なお弊社の取引銀行は次の通りです。

浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通No. 0698431
三井住友銀行 浜松支店 普通No. 7024266
※誠に勝手ではございますが、振込手数料は貴社ご負担にてお願い申し上げます。

廣告主 静岡県議会議員 良知 駿一 御中

浜松エフエム放送株式会社
代表取締役社長 久田 五海
〒430-0933
静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地の1
ザサンシティ浜松中央館4階
TEL:053-458-8600 FAX:053-458-8611

浜松工フ
工ム放送
株式会社
58-86日

2024年12月度 期間 2024/12/01～2024/12/31

[illegible]

備考

整理番号

12-26

支 出 証 拠 書

1/4

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内 容	事務員雇用 (令和 6 年 12 月分)		
年 月 日	令和 6 年 12 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	金 額	124,089 円

目 的	政務活動を補助する職員雇用
使 途	12 月分給与
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 二人分 別添 雇用実績表 給与支払い明細書 参照 齊藤 史佳 通勤手当 ①2,040 円 × (36.5h/73h) =1,020 円(政務活動費充当分) 給与 ②41,245 円(政務活動費充当分) 萩原 由美恵 通勤手当 ③1,224 円 × (72h/92h) =957 円(政務活動費充当分) 給与 ④81,360 円 (政務活動費充当分) 雇用保険料 ⑤ 631 円 × (72h/92h) = 493 円 (政務活動費充当分) 【合計】 ①+②+③+④-⑤=124,089 円 (政務活動費充当分)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	124,089 円	/	124,089 円
		100%	

給与支払明細書

令和 6 年 12 月分

氏 名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
82,490 円	2,040 円	84,530 円	0 円	0 円	0 円	84,530 円
					受 領 印	XXXXXXXXXX
					受 領 日	/ 月 / 日

給与支払明細書

令和 6 年 12 月分

氏 名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
103,960 円	1,224 円	105,184 円	0 円	631 円	631 円	104,553 円
					受 領 印	XXXXXXXXXX
					受 領 日	/ 月 / 日

雇 用 実 績 表

12 月 分		氏 名		
--------	--	-----	--	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	日			
2	月	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 来客応対
3	火	3.5 有休0.5h	1.5	郵便物共有作業 スケジュール管理 電話応対
4	水	3.5	1.5	スケジュール管理 政務調査 電話応対
5	木	3.5	1.5	政務調査 書類整理 電話応対
6	金	3.5	1.5	政務調査 書類整理 電話応対
7	土			
8	日			
9	月	3.5	1.5	スケジュール管理 政務調査 電話応対
10	火	3.5	1.5	政務調査 書類整理 電話応対
11	水	3.5	2	資料作成 郵便物共有作業
12	木	3.5	2.5	郵便物共有作業 政務調査 電話応対
13	金	3.5	2	資料作成 政務調査 電話応対
14	土			
15	日			
16	月	3.5 有休1h	1.5	支出証拠書作成 政務調査 電話応対
17	火	3.5	2	郵便物共有作業 支出証拠書作成
18	水	3.75	1	政務調査 電話応対
19	木	3.5	1.5	書類整理 来客応対
20	金	3.75	1.5	スケジュール管理 政務調査 電話応対
21	土			
22	日			
23	月	3.5	2	資料作成 電話応対
24	火	3.5	2	郵便物共有作業 支出証拠書作成 書類整理
25	水	3.5 有休1h	1	政務調査 電話応対
26	木	4.5	3	資料作成 政務調査 電話応対
27	金	5	3.5	郵便物共有作業 支出証拠書作成 書類整理
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			
計		73	36.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

2025年 1月 6日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間30分] × 単価 [1,130円] = 41,245円

②総支給額 [円] × (B) ÷ (A) = 円

$$10.2 \times (20) \times 10 \text{円} = 2,040 \text{円}$$

合計出社日数

雇 用 実 績 表

12月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	日			
2	月	4.5	4	書類整理 政務調査
3	火	4.5	4	書類整理 支出証拠書作成 来客応対
4	水	4.5	4	書類整理 資料作成
5	木	4.5	4	郵便物共有作業 書類整理
6	金	4.5	4	郵便物共有作業 書類整理
7	土			
8	日			
9	月	4.5	3	書類整理 電話応対
10	火	4.5	4.5	郵便物共有作業 書類整理 資料作成
11	水	4.5 有休	0	
12	木	4.5	4	資料作成
13	金	4.5	4	資料作成 書類整理 来客応対
14	土			
15	日			
16	月	4.5	4	資料作成
17	火	4.5	4	資料作成
18	水	4.5	4	資料作成 書類整理
19	木	4.5	4	書類整理 資料作成 政務調査
20	金	4.5	4	書類整理 資料作成 電話応対
21	土			
22	日			
23	月	4.5	4	資料作成
24	火	4.5	4	資料作成 来客応対
25	水	4.5	4	支出証拠書作成 郵便物共有作業 電話応対 来客応対
26	木	6.5	4.5	スケジュール入力 資料作成 書類整理
27	金	4.5 有休	0	
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			
計		(A) 92	(B) 72	
上記のとおり雇用したことを証明する。 2025年 1月 6日 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一				
{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。 ①(B){72時間00分}×単価{1,130円}=81,360円 ②総支給額{ 円 }×(B)／(A)= 円				

$$3.4 \times 2 \text{ 往復} \times \text{日数} \times 10 \text{ 円}$$

(12)月出社した日付

2

3

4

5

6

9

10

12

13

16

17

18

19

20

23

24

25

26

合計出社日数

18